

新型コロナウイルスの予防接種を受けられる方へ

予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種は、接種を希望する意思が確認できた場合のみ接種を行います。この説明書をよく読んで、予防接種の必要性や副反応についてよく理解し、十分に納得した上で接種してください。

<新型コロナウイルス感染症とは>

新型コロナウイルス感染症は、熱や咳など風邪によく似た症状がみられます。軽症のまま治る人も多い一方、重症化すると、呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合もあります。

<新型コロナウイルス感染症予防接種の効果>

新型コロナウイルス感染症については、人や動物における国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。

<新型コロナウイルス感染症予防接種>

日本で使用されている新型コロナワクチンは、安全性を確認したうえで承認され、接種が進められており、その有効性も認められています。接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがありますが、こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。

また、まれな頻度でアナフィラキシー症状が発生したことが報告されています。

アナフィラキシー症状：じんましん、呼吸困難、血管浮腫等があらわれることがあり、そのほとんどは30分以内に起こります。まれに接種後4時間以内に起こることもあります。



【厚生労働省ホームページ】

<予防接種を受けることができない方>

(1)明らかに発熱のある方（一般的に、体温が37.5℃以上の場合を指します。）

(2)重い急性の病気にかかっている方

急性の病気で薬を飲む必要のあるような方は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。

(3)本ワクチンに含まれる成分に対し、重度の過敏症（※）の既往歴がある方

※アナフィラキシー症状や、全身の皮膚・粘液症状、喘息、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシー症状を疑わせる複数の症状。これまでの接種でこれらの症状が認められた人は、同一の成分を含むワクチンを用いた追加接種を受けることができません。

(4)その他、予防接種を受けることが不適当な状態にある方

※上の(1)～(3)に入らなくても医師が接種不適当と判断したときは接種できません。

<予防接種を受ける前に、担当医師とよく相談しなくてはならない方>

- (1)過去に免疫不全の診断を受けた方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (2)心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患がある方
- (3)過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状が出た方
- (4)過去にけいれんを起こしたことがある方
- (5)本ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方

<他のワクチンとの接種間隔>

本ワクチンと他のワクチン（インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチン等）との同時接種は、特に医師が必要と認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

前回の新型コロナウイルス感染症予防接種から3か月経過した後に接種をしてください。

<予防接種を受けた後の一般注意事項>

- (1)予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2)入浴は差し支えはありませんが、注射した部分を強くこすることはやめましょう。
- (3)接種当日はいつもどおりの生活をしてかまいませんが、接種部位を清潔に保ち、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

<副反応が起こった場合>

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師（医療機関）の診療を受けてください。

新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害救済制度について

予防接種を受けた後、極めてまれに重い副反応（健康被害）が生じる場合があります。このような場合、その健康被害が今回の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認めたときは、救済措置として市町長から給付が行われます。

給付の種類は以下のとおりです。

- ① 医療費及び医療手当（入院を要すると認められる程度の医療に限る）
- ② 障害年金 ③遺族年金 ④遺族一時金 ⑤葬祭料

手続きについては、各市町の担当窓口へお問い合わせください。

【担当窓口】

高砂市健康増進課	TEL 079-443-3936	播磨町健康福祉課	TEL 079-435-2611
加古川市地域医療課	TEL 079-427-9100	明石市保健予防課	TEL 078-918-5668
稲美町健康福祉課	TEL 079-492-9138		